

内閣官房 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
26	日	地方に対する規制緩和	その他	広域連合における地方版総合戦略の策定等	関西広域連合についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。	まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条	内閣官房	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	提案を踏まえ、地方創生の深化のためには地域連携が重要であることから、まち・ひと・しごと創生に関する事務を処理する広域連合がまち・ひと・しごと創生法上の地方版総合戦略の策定主体となるよう検討する。なお、「新型交付金」については、その制度につき検討中の段階であり、現時点では回答は困難。	関西広域連合としては可能な限り早期に地方版総合戦略の策定作業に着手したいと考えていることから、広域連合の取組とその実績について十分ご理解いただき、広域連合が地方版総合戦略の策定主体となるよう速やかに検討願いたい。また、「新型交付金」について検討中の段階であることは理解するが、その交付対象とするとともに、少なくとも都道府県と同様の取扱いとなるよう検討をお願いしたい。	

内閣官房 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平成28対応方針(平成27.12.20閣議決定)に記載があるものは当該注釈を<平成28>として併記 ※平成29対応方針(平成28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該注釈を<平成29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
26	東三河広域連合 ○東三河地域では、市町村域を越える広域行政課題の解決を図るため、東三河広域連合を平成27年1月30日に設立し、市町村事務の共同処理、新たな広域連携事業の調査研究、権限移譲の調査研究などに取り組んでいる。新たな広域連携事業の研究では、この地域の地方創生に向けて、観光振興などについて具体的な取組を進めようとしているところである。東三河広域連合が地方創生の観点から取組を行うことができるよう、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を可能とするとともに、総合戦略に基づく交付金の対象とすべきである。			御提案を踏まえ、引き続き検討を進める。 なお、具体の事例に沿った説明を行っていく必要があるため、検討に当たって御協力願いたい。	6【内閣官房】 (1)まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方自治法(昭22法67)284条1項に規定する広域連合が当該広域連合の規約に定めることにより総合戦略を策定することができることを、平成27年度中に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(通知)」(平26内閣審議官)を改正し、地方公共団体に周知する。	通知 要綱	平成27年12月24日 平成28年4月20日	「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について(通知)」の一部改正について(平成27年12月24日付け閣副第1155号 府地創第1099号) なお、平成28年度に創設された地方創生推進交付金においては、広域連合及び一部事務組合も、申請者になり得るものとしている。	